

「社会保障と税の一体改革」

～ 問題提起 ～

平成23年7月12日

大阪府知事 橋下 徹

◇ 政府の考え～「社会保障と税の一体改革」～

◆ 「財政運営戦略」 2010年6月22日閣議決定

- ・ 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも**2015年度**までにその赤字の対GDP比を**2010年度**の水準から半減し、遅くとも**2020年度**までに黒字化することを目標

◆ 「社会保障と税の一体改革案」（当初改革案）

- ・ 消費税収の用途を、「高齢者3経費」から、少子化対策を加えた「社会保障4経費」に拡充し、消費税を社会保障目的税化。社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは**2015年度**までに段階的に消費税を**10%**まで引き上げる

（内訳）機能強化にかかる費用／高齢化の進行による費用／基礎年金国庫負担2分の1を実現するための費用／将来世代につけ回している費用／消費税率の引き上げに伴い増える社会保障支出などの費用を、それぞれ1%相当と見込む

- ・ これにより、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる

- **しかし、7月1日閣議報告された政府・与党案は、「2010年代半ばまでに、段階的に消費税率を10%まで引き上げる」としたうえで、「経済状況を好転させることを条件とする」などと修正、課題先送り状態**

◇ 今こそ、国も地方も、政治が責任を果たすべき

● 税こそ、政治

- ・ 少子高齢社会を乗り切るため、「サービス水準の設定」と必要な「財源確保」こそ、政治の最大の仕事。国民に負担をお願いする税は、政治そのもの

● 社会保障は誰が決定するのか

- ・ 「毎年一兆円以上増加」を理由に、「消費税増税」を主張。「毎年一兆円」といわれても、そのまま鵜呑みにしてよいのか疑問。「高齢者医療」や「介護」の「受益（給付）と負担」の水準について、誰が決定すべきなのか。責任主体は、国なのか、地方なのか判然としないことこそ、最大の問題

● 地方は、国からの分捕り合戦に終始

- ・ 「地方政治」は、サービス提供の主体にも関わらず、サービスの水準を決められない現状を問題視せず、国政に増税リスクを押し付け、「分け前を寄せ」というだけで、自らリスクを負わない

● 今こそ、国も地方も、政治が責任を果たすべき。しかし、地方は、「財源確保」の責任、すなわち「増税リスク」を負えない。問題の本質は、「国のかたち」そのものにある

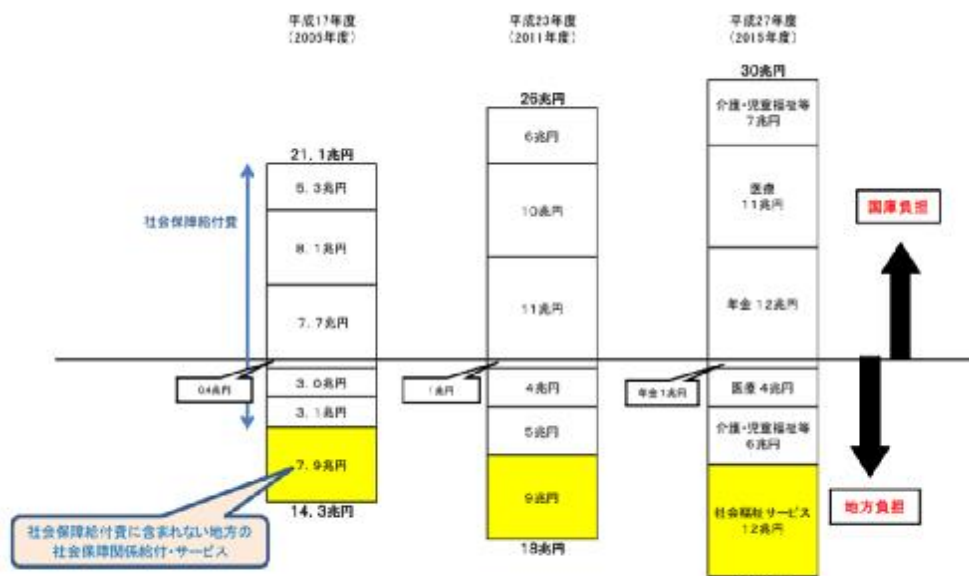
◇ 社会保障の持続性に限界

- ・ 社会保障経費が増大し続けることは必至。このままでは、国も地方も共倒れ
- ・ 特に、高度経済成長期に人口が急増した大都市部においては、これからの人口オーナス（負荷）が深刻な事態をもたらすことは明らか

《膨らみ続ける社会保障経費》

⇒ 高齢化の進展等に伴い、社会保障経費の歳出圧力は高まり続ける

○ 地方負担等の将来推計（未定稿）



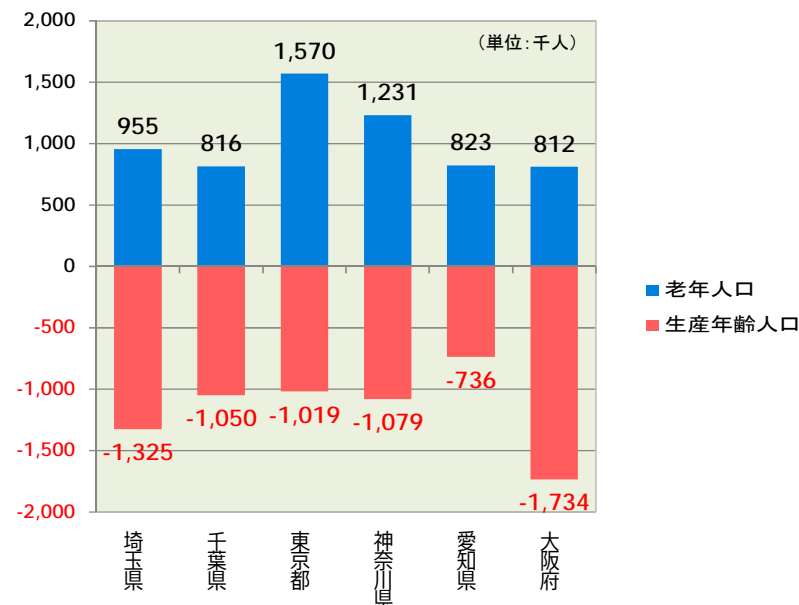
※ 平成17年度の社会保障給付費は平基ベース、同年度の地方の「社会福祉サービス」は、地方公共団体に対する調査(決算ベース)に基づいて推計。
 ※ 平成19年9月時点の推計。その後の社会保障給付費の対策調査等により、数値に異動が生じている。

社会保障国民義最終報告参考資料（平成20年11月）

《人口減少社会の到来》

⇒ 少子高齢化により、都市部を中心に、総人口の減少を上回る生産年齢人口激減の局面を迎え、現役世代への負担が増大

○ 人口推計 2005（平成17）年－2035（平成47）年



国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』（平成19年5月推計）をもとに作成

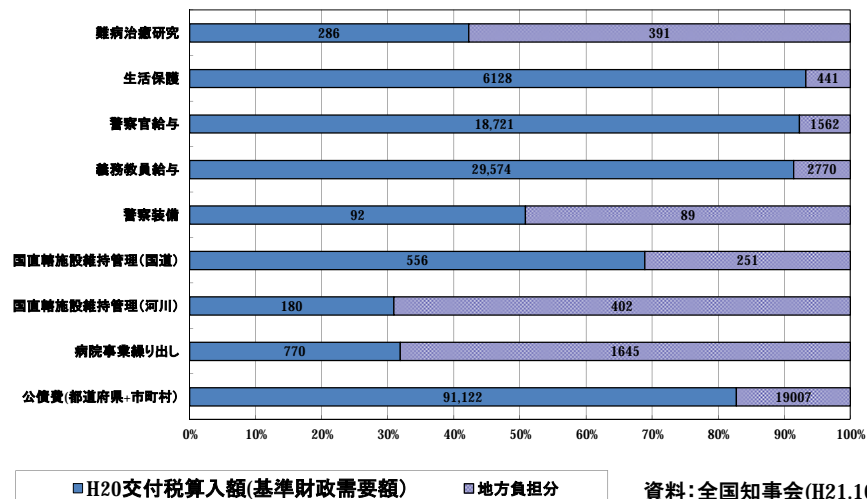
◇ 社会保障は「融合」の典型。下請代金は踏み倒し

- ・ 社会保障の「権限・財源・責任」の所在が不一致。高齢者医療・介護などは、制度設計は国、財源は地方にも負担を求める「融合」状態。これでは、住民からのチェックが働かない
- ・ その地方負担分は「基準財政需要額」に積算。かといって、全額キャッシュが補てんされているわけではない。地方に対する“下請代金の踏み倒し”状態

《基準財政需要額の“まやかし”》

⇒国が義務づけし、地方に対して「交付税措置する」とした事業について、国から十分なキャッシュが提供されていない

○交付税措置額と決算額のかい離（単位：億円）



○府の決算額と基準財政需要額のかい離

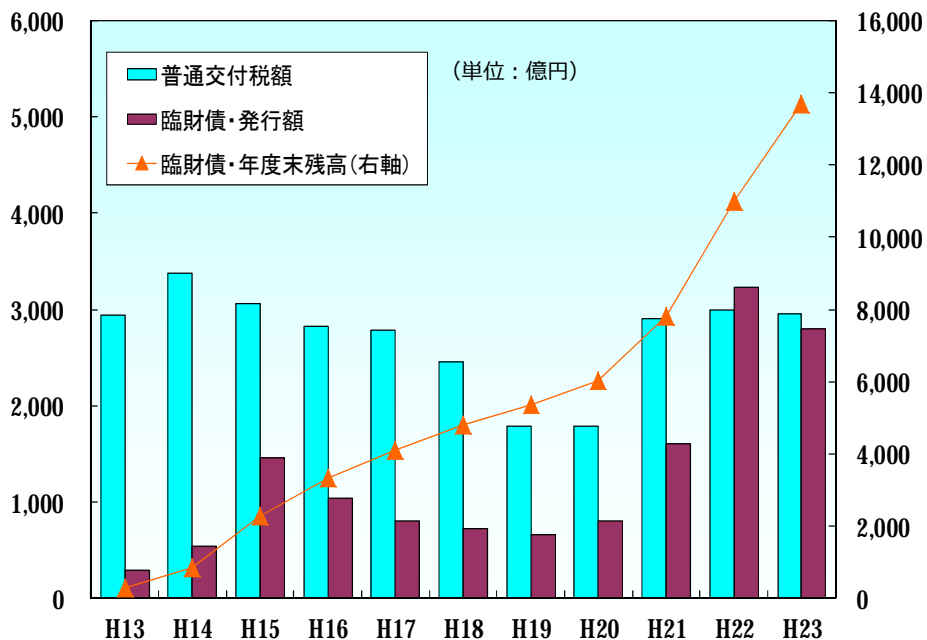
社会保障関係経費の対比(主要分野別)[H21年度決算見込] (単位：億円)

区分	基準財政需要額 (A)	決算見込額 (B)	かい離額 (A-B)
◇生活保護制度	34	37	▲ 3
◇児童扶養手当等	189	182	7
◇国民健康保険制度	674	708	▲ 34
◇後期高齢者医療制度	648	680	▲ 32
◇公費負担医療制度	104	138	▲ 34
◆介護保険制度	664	692	▲ 28
◆障がい者関係	196	234	▲ 38

◇ 地方財政も持続性に限界

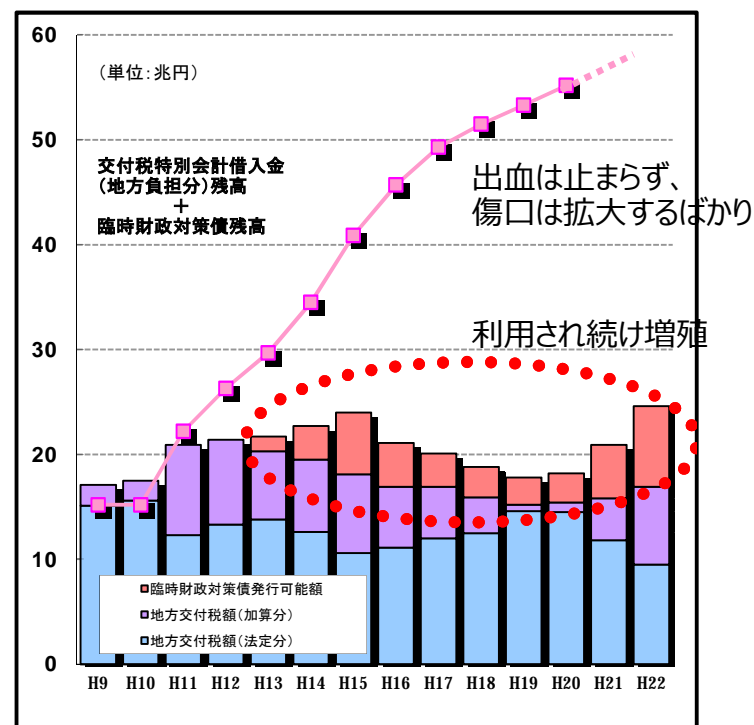
- そもそも、地方交付税は、マクロ（地方全体）の歳入・歳出の差額補填制度。国が地方財政計画で歳出総額と歳入総額、交付税総額を決定し、国が配分する仕組み。その中では、地方の歳出抑制や歳入確保努力へのインセンティブが働きにくい。地方には、「国に頼らず、独自で課税し、自分で稼ぐ」という視点が欠落しがち
- 臨時財政対策債は、本来、交付税原資の不足を補うための緊急対策のはず。地方財政の恒常的な歳入不足を埋め合わせるために増発。その場しのぎの安易な借金を重ねている

○府の臨時財政対策債の発行額等の推移



※ H22は最終予算、H23は当初予算ベース

○臨時財政対策債残高等の推移



◇ 2010年代半ばまで待てない。地方に消費税決定権を

- 国と地方それぞれが、自らの責任、自らのリスクで必要な財源を確保する「国のかたち」の実現をめざすべき
- そのために、今こそ、国の政治の力で社会保障の責任分担区分を明確化し、地方に消費税決定権を

◆ このまま中途半端な「融合」状態を押し付けるのなら、持続不可能に陥り、地方は社会保障の事務を返上せざるをえない

◆ 社会保障の責任分担区分に応じた「分離」を徹底すべき

- 国の責任範疇は、国によるフルコスト負担。国が仕事を地方に義務付けて実施させるなら、国から地方への「フルコスト委託金（交付金）」で
- 地方の責任範疇は、地方が住民のチェックを受けながら、自らサービスの水準を決定し、そのために必要な財源を確保
- そのために、地方に消費税の決定権をわたす。極端な財源偏在による格差は、地方間で水平調整する仕組みに。そうなれば、「地方交付税」の縮小・廃止も可能になる

◇ めざすべき「国のかたち」

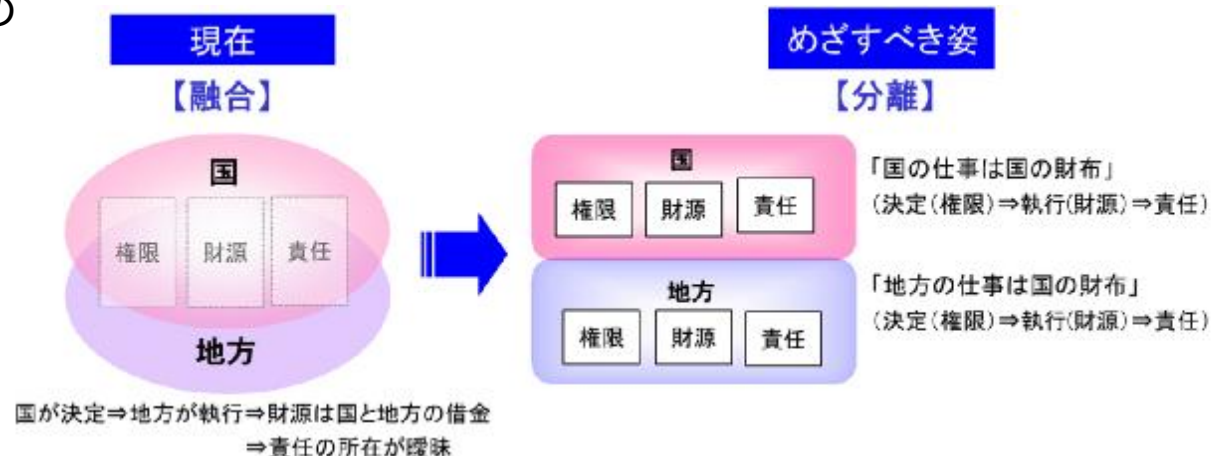
- ◆ 受益（サービス）と負担（税）の関係を住民にはっきり見せる
- ◆ 「国の仕事は国の財布。地方の仕事は地方の財布」を徹底させる

《住民に選択を迫る》

・「受益（サービス）」と「負担（税）」の関係を明らかにし、現行水準を維持できない中で、「サービスを下げるか、税を上げるか」という選択を住民に迫り、厳しい判断を行うのが政治の役割。しかし、今は、「どれが国の仕事でどれが地方の仕事なのか」がはっきりしない中では、住民に選択を迫れない

《「融合」から「分離」、「権限・財源・責任を一致」》

- ・政治家がその役割を果たすためには、「国の仕事は国の財布、地方の仕事は地方の財布」の徹底
- ・すなわち、国と地方を「分離」し、「権限・財源・責任を一致」させることが重要



地方消費税の決定権限と責任を地方に！

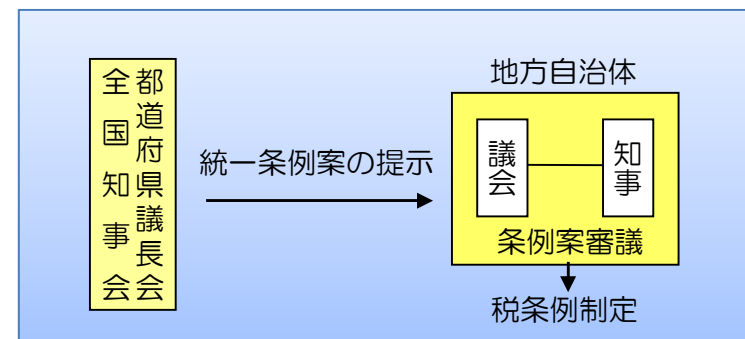
極端な財源偏在による格差は、地方間で水平調整

課題 ◆ 国・地方を合わせた消費税率の水準 → 「国と地方の協議の場」で決定

◆ 税率を全国統一する仕組み → 検討例 1、2

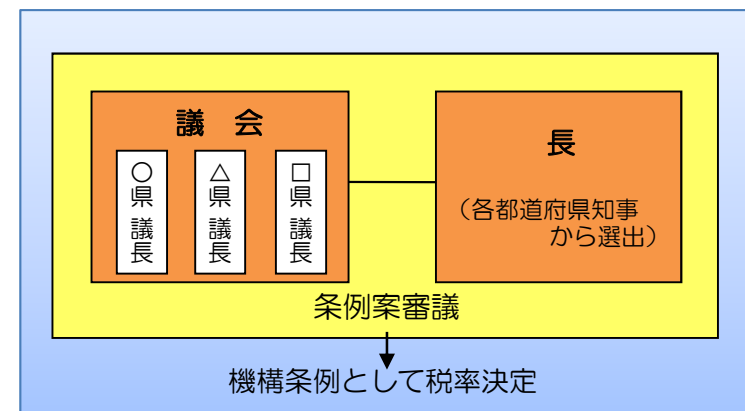
(検討例 1) 税率の決定は条例に委任

- 地方税法を改正し、法上は地方消費税の税率を定めない「任意税率」化
- 全国知事会等により統一条例案を策定し、各都道府県議会で議論、決定



(検討例 2) 「地方税機構 (連合)」の設置

- 全都道府県が参加して意思形成、徴税、配分等を行う「地方税機構 (連合)」の設置
- 全都道府県議会議員を機構議会議員とし、各議会を代表して意思決定に参画
- 決定事項が機構条例として全都道府県区域へ適用



※ 本提案書は、国のかたちを見直し、自己決定、自己責任に基づく地域経営を実現するため、現段階での橋下知事の見解、アイデアをとりまとめたものであり、大阪府として、その実現可能性の検証や関係団体・機関との調整を終えたものではありません。